

民 法 (100 点)

第 1 問

問 1 および問 2 に答えなさい。なお、問 1 と問 2 は独立の問題である。

バイオリン奏者である A は、2020 年 6 月 8 日、貸金業者 B との間で金銭消費貸借契約（利息年 5 %、弁済期 1 年後）を締結し、B から 100 万円の交付を受けた。あわせて、A は、B との間で、所有する甲バイオリン（価額 200 万円）を、当該消費貸借契約に基づく A の債務を担保するため B に譲渡する旨の譲渡担保契約を締結し、担保が実行されるまで、A が引き続き甲を使用することが合意された。甲には、B が譲渡担保権を有することを示す表示は付されていない。

問 1 2021 年 5 月 29 日、B は C との間で、甲を 200 万円で C に売却する契約を締結した。C は、B が A から甲を担保のために譲り受けたことを、当該売買契約締結時に知っていた。同月 31 日、B は、A に対し、甲を C に売却したことおよび、C との間で、A が引き続き甲の使用を継続することに合意した事実を通知した。これを聞いた A は、同年 6 月 1 日、甲の被担保債務の返済として、あらかじめ B が指定していた銀行口座に 105 万円を振り込んだ。

同月 9 日、C は A に対して、甲の引渡しを請求した。C の請求は認められるか。

問 2 2020 年 7 月 10 日、A は D との間で、甲を 200 万円で D に売却する契約を締結し、あわせて、2021 年 3 月末まで、A は引き続き甲を無償で使用することが合意された。D は、当該合意時に、B が A から甲を担保のために譲り受けたことを知らずに代金全額を A に支払った。2021 年 3 月末、A は、甲を D に引き渡すと同時に、D に対し、甲には B のために譲渡担保権が設定されているが、被担保債務は確実に返済するので心配しないしてほしい旨告げた。しかし、A は、甲の被担保債務をその履行期に返済しなかった。同年 6 月 9 日、B は、A に譲渡担保を実行する旨通知したが、清算金は支払われていない。

同月 10 日、B は D に対して、甲の引渡しを請求した。B の請求は認められるか。なお、甲の価額に変動はないものとする。

第2問

問1および問2に答えなさい。解答に当たっては、後記の【事実】に現れていない特約のほか、利息・遅延損害金を考慮する必要はない。

【事実1】 A社は、2020年5月12日、B社との間で、A社の事務所として利用するために、B社が所有する甲建物を1500万円で購入する契約を締結した。甲建物は老朽化していたため、B社が甲建物について耐震補強工事をした上で、同年9月末日にA社に引き渡すことが合意された。さらに、A社は代金のうち500万円を同年5月中にB社に支払い、残代金1000万円については同年10月末日に支払うことが合意された。

A社は、契約において合意されたとおり、同年5月29日に500万円をB社が指定する銀行口座に振り込んだ。B社は、耐震補強工事を終えて、同年9月30日に甲建物をA社に引き渡した。

その後、同年10月になって、甲建物の壁面のひび割れに気がついたA社が専門業者に調査を依頼したところ、B社の耐震補強工事が十分なものでなく、A社が事務所として利用するには新たに300万円程度の費用をかけて工事を行う必要があることが判明した。A社がB社に抗議をしたものの、B社は、B社のせいではないなどといって対応しようとしなかった。A社は、2020年11月現在、残代金1000万円をB社に支払っておらず、甲建物とは別の建物を購入することを考えている。

問1 【事実1】を前提として、2020年11月に、B社がA社に対して残代金1000万円の支払を請求してきたのに対して、A社はその全額の支払を拒むためにどのような主張をすることができるか。また、A社は既払代金500万円の返還をB社に請求することができるか。

【事実2】 2020年8月5日、B社は、A社に対する残代金債権1000万円をCに譲渡し、内容証明郵便による当該譲渡の通知が翌日8月6日にA社に到達した。

問2 **【事実1】** および**【事実2】** を前提として、2020年11月に、CがA社に対して、B社から譲り受けた債権1000万円の支払を請求してきたのに対して、A社はその全額の支払を拒むためにどのような主張をすることができるか。